

平成二十五年十二月十七日

第六十九回東京都卸売市場審議会議事録

東京都中央卸売市場





日時 平成二十五年十二月十七日（火） 午後二時

場所 東京都庁第一本庁舎北塔四十二階 特別会議室A

出席者

会 長	福 永 正 通	東京都国民健康保険団体連合会理事長
会 長 代 理	木 立 真 直	中央大学商学部教授
委 員	西 尾 チヅル	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
〃	大 北 恭 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟理事
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	川 田 一 光	東京中央市場青果卸売会社協会会長
〃	阿 部 裕 行	多摩市長
〃	大 西 さとる	東京都議会議員
〃	か ち 佳代子	東京都議会議員
〃	高 島 なおき	東京都議会議員
幹 事	塚 本 直 之	東京都中央卸売市場長
〃	坂 卷 政 一 郎	東京都中央卸売市場管理部長
〃	日 浦 憲 造	東京都中央卸売市場市場政策担当部長
〃	飯 田 一 哉	東京都中央卸売市場財政調整担当部長
〃	野 口 一 紀	東京都中央卸売市場事業部長
〃	高 木 良 明	東京都中央卸売市場移転支援担当部長

” ” ” ”

志 加 中 藤  
村 藤 山 井  
昌 仁 衛 秀  
孝 仁 衛 之

東京都中央卸売市場新市場整備部長  
東京都中央卸売市場新市場事業計画担当部長  
東京都中央卸売市場施設整備担当部長  
東京都生活文化局消費生活部長

## 第六十九回東京都卸売市場審議会

午後二時 開会

### 一、開 会

○小野書記　それでは、大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、当審議会の書記を仰せつかっております市場政策課長の小野でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第七条により、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。審議会委員の定数十五名中、ただいまご出席をいただいております委員の方は十名、委任状が五通でございます。したがいまして、定足数を満たしており、会議が成立しておりますので、ご報告いたします。

なお、本日は伊藤こういち委員、近藤委員、鈴木委員、山本委員、横山委員が所用のため欠席されております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の審議会の資料は既にお手元に配付してございます。順に、審議会次第、委員名簿、幹事・書記名簿、座席表、審議会条例、諮問文の写し、審議会資料でございます。お手元におそろいでない場合はお申

し出いただきたいと思ひます。

なお、前回の審議会以降の人事異動に伴ひまして、幹事・書記の変更がございしますが、お手元の幹事・書記名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。

それでは、この後は福永会長に議事進行をお願いいたします。福永会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○福永会長　それでは、ただいまから第六十九回東京都卸売市場審議会を開会いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。会議の進行につきましては、どうぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 二、新任委員の紹介

○福永会長　議事に入ります前に、新しく委員になられました方がいらっしゃいますので、ご紹介を申し上げます。

大西さとる委員でございます。

○大西委員　よろしく申し上げます。

○福永会長　かち佳代子委員でございます。

○かち委員　よろしく申し上げます。

○福永会長　高島なおき委員でございます。

○高島委員　よろしく申し上げます。

○福永会長　なお、伊藤こういち委員、横山将義委員、鈴木章浩委員も新たに委員になられたのでございます。

けれども、本日は所用のため欠席ということでございます。

### 三、会長代理指名

○福永会長　初めに、これまで会長の職務代理をお引き受けいただいております横山彰委員が昨年二月九日付で任期満了によりまして退任されました。そのため、新たに会長の職務代理を選任したいと存じますが、東京都卸売市場審議会条例第五条三項の規定によりまして、会長が指名をすることとなっておりますので、恐縮ではございますが、私からご指名をさせていただきたいと存じます。

お忙しいところ大変ご苦勞に存じますけれども、木立委員にお願いをしたいと思います。木立委員、いかがでございますでしょうか。

○木立委員　お引き受けさせていただきます。

○福永会長　それでは、よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、木立会長代理から一言ごあいさつをお願い申し上げます。

○木立会長代理　ただいまご指名にあずかりました中央大学の木立です。皆様方のご協力をいただいて、必要なお役目を務めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○福永会長　どうもありがとうございます。

### 四、市場長あいさつ

○福永会長　それでは、お手元に配付してあります審議会次第に従いまして会議を進めたいと存じます。

初めに、塚本中央卸売市場長からごあいさつをいただきたいと思います。塚本市場長、よろしくお願ひいたします。

○塚本幹事 中央卸売市場長の塚本でございます。

委員の皆様方には、年末のお忙しい中、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。開会に当たりまして一言ご挨拶をさせていただきます。

今年度は、平成二十三年度から二十七年度までの五カ年間を計画期間といたします。第九次東京卸売市場整備計画のちょうど中間の年に当たります。第九次整備計画では、都民の食の安全・安心への期待や、生産者、実需者の多様なニーズに応えとともに、東日本大震災を踏まえまして災害対応力の強化などを基本的な考え方といたしまして市場施設の整備を進めることといたしております。この考え方に基きまして、豊洲新市場の建設をはじめ淀橋市場の仲卸業者売場のリニューアル事業ですとか、大田市場の荷捌場建替え工事など、各市場の整備を推進いたしますとともに、市場関係者による販路拡大への取組の支援など、市場の活性化にも積極的に取り組んでおります。今後とも、引き続き、計画に基づきまして施設整備等を着実に進めてまいりたいと思っております。

さて、本日もご審議いただきますのは、市場使用料及びと畜使用料への消費税及び地方消費税の転嫁についてでございます。具体的内容につきましては、後ほど事務局よりご説明させていただきますが、中央卸売市場会計、と場会計ともに、民間事業者と同様に、法令上、消費税の納税義務がありますことから、消費税引き上げ分を、適正に使用料に転嫁する必要がございます。本日は、委員の皆様のお忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、私からご挨拶とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○福永会長　ありがとうございます。

それでは、映像・写真の撮影につきましてはこれまでということとで事務局からもお話がございましたので、もしいらしたら退席をしていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

## 五、議　題

使用料への消費税及び地方消費税の転嫁について（諮問）

○福永会長　それでは、引き続きまして諮問事項の審議に入らせていただきます。

諮問事項は、お手元の諮問文の写しにありますように、議題は「使用料への消費税及び地方消費税の転嫁について」でございます。

諮問内容につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○飯田幹事　財政調整担当部長の飯田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から諮問内容につきましてご説明申し上げます。座つてご説明させていただきます。

お手元にお配りしております第六十九回東京都卸売市場審議会資料をごらん願えますでしょうか。まず第一ページをごらん願います。

一、市場使用料への消費税及び地方消費税の転嫁についてでございます。

（一）市場財政の現状についてでございますが、地方公共団体が経営する市場事業につきましては、地方財政法により、その経営に当たっては特別会計を設け独立採算で行うことが義務づけられております。また、都では市場事業に地方公営企業法の財務規定等を適用しており、いわゆる企業会計方式により運営

を行っております。中央卸売市場会計は、営業収支につきまして昭和四十二年度以降連続して赤字となっております。市場使用料を中心とした営業収益では営業費用を賄えない状況が続いております。平成二十四年度決算におきましても約十五億円の営業損失を計上しております。一方、営業収支に利息収入や支払利息等を加えました經常収支におきまして、平成十二年度の施設使用料改定や企業債発行抑制及び繰上償還等によるコスト縮減によりまして、平成十二年度以降黒字で推移しております。平成二十四年度決算においても約三億円の黒字となっております。

なお、ご参考までに、四ページに市場財政の現状といたしまして直近三カ年の決算推移を記載してございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

恐縮でございますが、一ページにお戻り願います。

(2) 消費税法改正等についてでございます。

①消費税法等の改正と主な改正内容についてでございますが、平成二十四年八月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」などが公布されました。消費税率を平成二十六年四月一日から八%に、平成二十七年十月一日から一〇%に引き上げることとされました。ただし、附則が設けられておりまして、引き上げに当たりましては経済状況等を勘案し、施行の停止を含め所要の措置を講じることとされております。

次に、②消費税率の引き上げについてでございますが、国は、平成二十五年十月一日、社会保障制度改革やさまざまな経済政策の取り組みとあわせ、予定どおり平成二十六年四月一日から税率を八%に引き上げることをご閣議決定いたしました。なお、一〇%への引き上げにつきましては、改めて経済状況等を総合的に勘案し、その判断時期も含めて適切に判断していくとしております。

二ページをごらんいただきたく存じます。

③消費税の価格転嫁対策についてでございます。国は、消費税率の引き上げに際しまして、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的といたしまして、消費税転嫁対策特別措置法を制定いたしました。この法律では四つの特別措置を講じております。第一に、消費税の転嫁拒否等の行為を取り締まり、当該行為を是正または防止するために必要な措置を講じる。第二に、消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝、広告等を是正または防止するために必要な措置を講じる。第三に、消費税の総額表示義務について、表示する価格が税込み価格であると誤認されなかったための措置を講じている場合に限り税込み価格を表示することを要しないための必要な措置を講じる。第四に、事業者または事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外制度を設けるとするものでございます。

なお、この法律は平成二十五年十月一日より施行されており、平成二十九年三月三十一日までの時限措置とされております。

また、国は、消費税の転嫁対策といたしまして、関係省庁に相談窓口を設置したほか、消費税価格転嫁等総合相談センターの設置や、大規模小売業者等約二万の事業者に対しまして法の遵守の徹底等を要請するなど、さまざまな取り組みを実施しております。

次に、(3) 使用料への消費税転嫁の考え方でございます。

まず、①適正な転嫁の必要性でございます。委員の皆様方にはご案内のことと存じますが、消費税は、商品やサービスの価格への転嫁を通じ、最終的に商品を消費し、またはサービスの提供を受ける消費者が負担する税金でございます。一方、納税義務者は製造、卸、小売、サービスなどの各段階の事業者でございまして、各事業者が課税期間における課税売り上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除した額を納税することで、税が二重三重に課されることのない仕組みとなっております。また、地方

公共団体につきましては、消費税法第六十条第一項により、会計ごとに法の適用を受けることが定められております。一般会計につきましては、消費税法第六十条第六項及び第七項により、納税義務が課されておりますが、公営企業会計や準公営企業会計を含む特別会計につきましては、専ら一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計を除きまして、民間の事業者と同様に納税義務が課されております。そのため、市場会計につきましては消費税の納税義務者となることから、法の趣旨にのっとり使用料へ適正に転嫁を行う必要があるものと考えております。

恐れ入ります。三ページをごらん願います。

②市場事業の円滑な推進でございます。先ほども申し上げましたとおり、市場会計は、営業収支ベースでは赤字が継続しております。利息収入等の営業外収益により経常黒字となっている状況でございます。今後も市場機能を維持し、都民に生鮮食料品等を安定的に供給していくためには、老朽化した施設・設備の維持、更新を行っていく必要がございます。そのため、市場会計の基幹収入でございます使用料につきましましては、適正に消費税を転嫁することで今後の事業を円滑にまいります。

次に、③条例・規則改正の考え方でございます。現行の使用料につきましては、これまでの改定により、消費税五％が既に転嫁されてございます。したがいまして、今回は売上高割使用料、施設使用料ともに消費税率引き上げ分三％の転嫁のみを行いたいと考えております。その際、施設使用料につきましては、本体価格と消費税を明確に区分し、現行の使用料から消費税五％相当額を控除した額に百分の百八を乗じることとしたいと考えております。また、使用料以外に条例上の卸売価格の定義や仕切り及び送金の規定につきましまして、消費税率の引き上げに伴い、百分の五から百分の八に改めることといたします。

次に、④改正の時期（予定）でございますが、改正消費税法等の施行に合わせるため、平成二十六年四月一日を予定しております。

次に、五ページから七ページですが、五ページはこれまでの市場使用料の改定状況をお示ししております。六ページは食肉市場以外の市場の現行使用料の内容の一覧表、七ページは食肉市場の使用料でございますが、後ほどご参照いただければと存じます。

恐れ入りますが、八ページをごらん願います。売上高割使用料の新旧対照表でございます。売上高割使用料につきましては、卸売金額等を定義する規定、表中の括弧書きの部分につきまして百分の百五から百分の百八に改めるものでございます。

次に、九ページの施設使用料の新旧対照表をごらん願えますでしょうか。上段の一行目ですが、使用料の種別、内容、現行使用料、改定（案）、参考として税込み使用料を記載してございます。一行目の改定（案）として記載してございますのが現行の施設使用料から消費税五％相当額を控除したもので、いわゆる本体価格となります。施設使用料につきましては、平成二十六年四月一日よりこの本体価格に一・〇八を乗じることといたします。なお、この本体価格に一・〇八を乗じた額、いわゆる税込み単価でございますが、参考までに一番右の欄に記載してございますので、ご参照願います。

十ページは、参考までに大都市の中央卸売市場の現行使用料を一覧表にしてございますので、後ほどご参照いただきたいと存じます。

恐れ入りますが、次に十一ページをごらん願います。先ほど条例・規則改正の考え方の中でもご説明いたしました。が、条例上の卸売価格の定義や仕切り及び送金の規定につきまして、消費税率の引き上げに伴い、百分の五から百分の八に改めるものでございまして、該当箇所の新旧対照表でございます。

次に、お手数ですが、十二ページをごらん願います。2、と畜使用料への消費税及び地方消費税の転嫁についてでございます。

まず、(1)と場財政の現状でございますが、と畜場事業につきましては、特別会計を設け経理すること

が地方財政法により義務づけられております。と場会計は、平成二十四年度決算で見ますと、歳出全体に対する使用料・手数料収入の割合は約二四％となっております。歳出歳入差引不足額は全額一般会計から繰り入れられておりまして、この繰入金比率は約七〇％となっております。

なお、ご参考までに、十三ページにと場財政の現状といたしまして直近三カ年の決算推移を記載してございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。と存じます。

お手数ですが、十二ページにお戻りいただけますでしょうか。次に、(2)使用料への消費税転嫁の考え方でございます。

まず、①転嫁の必要性でございます。先ほど市場使用料への消費税転嫁の考え方でもご説明申し上げましたが、地方公共団体につきましては、消費税法第六十条第一項により、会計ごとに法の適用を受けることが定められております。そのため、と場会計につきましても市場会計と同様に消費税の納税義務者となることから、法の趣旨にのっとり適正に転嫁を行う必要があると考えております。

次に、②条例・規則改正の考え方でございます。と畜使用料につきましても、これまでの改定により消費税五％が既に転嫁されてございます。したがって、今回は消費税率引き上げ分三％の転嫁のみを行いたいと考えております。その際、と畜使用料につきましても、市場会計の施設使用料と同様に、本体価格と消費税を明確に区分し、現行の使用料から消費税五％相当額を控除した額に百分の百八を乗じることとしたいと考えております。

次に、③改正の時期（予定）でございますが、これにつきましても市場使用料と同様でございます。改正消費税法等の施行に合わせるため、平成二十六年四月一日を予定しております。

次に、十四ページから十五ページでございますが、十四ページではこれまでのと畜使用料の改定状況を示しておりまして、十五ページにつきましては現行使用料内容の一覧表になっております。後ほどご参照

いただければと存じます。

お手数ですが、次に十六ページをごらん願います。と畜使用料の新旧対照表でございませう。市場会計の施設使用料と同様の考え方でございませう、中央の欄に記載してございませうのが現行のと畜使用料でございませう。その右の欄に改定（案）として記載してございませうのが現行のと畜使用料から消費税五%相当額を控除したもので、いわゆる本体価格となります。と畜使用料につきましても、平成二十六年四月一日よりこの本体価格に一・〇八を乗じるものといたします。なお、参考として一番右の欄に記載しておりますのがこの本体価格に一・〇八を乗じた額、いわゆる税込み単価でございませう。

十七ページには、参考といたしまして近県のと畜場の使用料を記載してございませうので、後ほどご参照いただければと存じます。

以上、簡単ではございませうが、諮問内容についてのご説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○福永会長　ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明のありました使用料への消費税及び地方消費税の転嫁について、ご意見、ご質問のある方は、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○かち委員　それでは、ただいまご説明もありましたが、長引くデフレ不況の中で中央卸売市場の経営状況も厳しい環境が続いています。しかし、中央卸売市場会計の経常収支は平成二十二年以降黒字であり、昨年度も三億五千万円の黒字です。このたび市場使用料、と畜使用料に来年四月からの消費税増税分を転嫁するという諮問が提案されました。そこで、二、三伺いながら私の意見を述べたいと思います。

東京都中央卸売市場の主な施設使用者である卸売業者、仲卸業者、それぞれどのぐらいの件数があるのでしょうか。また、特に経営状況が厳しいと言われている仲卸の経営状況は直近でどのようになっている

でしょうか。今回の消費税増税分を使用料に転嫁することに際し、その影響調査などは行ったのでしょうか。以上、お願いします。

○福永会長 ただいまのご質問三点あるかと思いますが、どうぞ。

○野口幹事 ご質問の中の施設使用料の対象となる市場業者、そして仲卸の経営状況のご質問についてお答えいたします。

まず、施設使用料の対象となる市場業者数でございますけれども、平成二十五年四月一日現在で施設使用料の対象となります業者のうち、卸売業者につきましては、水産物部で十社、青果部で十五社など合計三十三社、そして仲卸業者につきましては、水産物部で七百八十一業者、青果部で三百四十八業者など合計一千二百五業者、そして関連事業者につきましては三百四十四業者となります。

また、その経営の状況でございますけれども、仲卸業者につきましては、先ほどお話がありましたように、景気の低迷だとか専門小売店の減少、そして外食や中食の消費割合が増えることなどによりまして、取扱量の減、売り上げの減少が見られ、厳しい経営環境に置かれております。平成二十三年末の調査における仲卸業者の赤字の業者数の割合で申し上げますと、水産物部で六一・六％、青果部で四七％、食肉部で四〇・七％、花き部で三一・八％でありまして、仲卸業者全体では五五・四％が赤字業者となっております。このような状況を改善するため、東京都におきましては、公認会計士等の専門家による経営指導のほか、経営活性化や販路拡大の事業活動に対する補助金の交付などを実施しております。経営基盤強化を進めているところでございます。

○飯田幹事 私のほうからは、市場業者への転嫁の影響調査をしたのかというご質問につきまして答えさせていただきます。市場業者への転嫁に当たりましては、私ども、東京都を代表いたします水産、青果、花き、関連事業者十五団体の各代表のところにご説明に参りました。その際ご意見をいただきましたのは、これ

は法律だからというところと、団体としても転嫁・表示カルテルの届け出を予定している、さらには使用料は外税にしてほしい等、そのようなご意見を賜ったところでございます。そして、今回の消費税の引き上げにつきましては、国は景気への影響、そしてさまざまな指標を勘案した中で決定しているものでございまして、私どももいたしましたし、消費税を適正に転嫁していくことで最終的に消費者が負担をする、こういった趣旨だというふうに理解しております。こうした趣旨から、むしろ消費者サイドの動向が気になるところでございますが、こういった動向につきましては、内閣府のほうでは消費動向調査を実施しておりますし、小売に関しましては小売物価の動向調査を国が実施しているところでございますので、市場業者に個別に私どもが調査を行う必要はないというふうに考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと存じます。

○ ouchi委員 卸売市場の中で最も多数を占める仲卸業者の方々の経営は、ただいまご説明いただいたみたいに、平成二十三年度で平均でも半数以上が赤字とのこと。とりわけ水産部では約六二%が赤字です。私が伺った水産仲卸の方は、今では七割近くが赤字だよと言っておられました。このような状況の中で消費税の値上げは大変重く、その上、使用料まで値上げされたらもうやっていけないと訴えています。こうした市場関係者の営業実態に、消費税増税分の転嫁ということの使用料の値上げをしたらどのような影響をもたらすか。このことは業界から話を聞いているからいいんだということですが、つぶさに一人一人の方々の状況というものをやっぱりつかむ必要があるんじゃないかと思えます。

市場関係者、特に水産仲卸業者の数はこの十年間で、千十三件あったものが昨年時点で七百八十一件と二二%も減っています。消費税増税分は消費者が負担するものではない、売れなければ営業にならないわけです。身銭を切って売って赤字でも消費税を納めなければならぬ、それが現場の実態です。これ以上仲卸業者が減っていけば市場の機能そのものが体をなさなくなるのではないのでしょうか。中央卸売市場

は、生鮮食品等の円滑な供給と消費生活の安定を図り、公正かつ迅速な取引を確保することを目的に設置されたものです。公的市場であるならば、生鮮食品の安定した流通を確保するため、市場関係者の方々の負担増や影響を最小限に抑える努力があつてしかるべきだと思います。

そこで伺いますが、過去に使用料を値上げするときには激変緩和策をとつてきましたが、今回はそれを行わないのでしょうか。

○飯田幹事　消費税の転嫁につきましては、既に国のほうで八%、一〇%ということで段階的に設定しておりますので、改めて段階的緩和を設定する予定はございません。

○かち委員　とりわけ今回の消費税増税は国民、都民の暮らしに深刻な打撃をもたらし、経済も財政も、両立するどころか、共倒れに追い込まれかねないような状況です。世論調査でも増税中止を求める声が圧倒的です。たとえ実施されても、市場の経常収支は三億五千万円の黒字です。値上げをしなくても、三億二千万円の負担増なら赤字にはなりません。市場関係者の負担増、影響を最小限に食い止めることに努力すべきであることを申し上げて、私の意見とします。

○福永会長　ほかにご発言の方はいらっしゃいますか。

○大西委員　先ほどの説明によると、市場財政の現状は、営業収支は赤字ですが、利息収入などによって経常収支では黒字となっているということもございました。まず最初に事実関係だけを確認いたしますが、利息収入の元本となる資金はどのぐらいあるんですか。

○飯田幹事　二十四年度決算ベースで約一千二百億円ございます。

○大西委員　その資金の源泉というのは何ですか。

○飯田幹事　旧神田市場跡地の売却収入等でございます。

○大西委員　売却収入ということで一十二億円ぐらいがある。これの利子ということですね。もとより生鮮

食品の安定供給と食の安全・安心のために果たすべき中央卸売市場の役割は大変重要だと思います。そのためには、老朽化した施設・設備の維持、更新を図っていくことがどうしても必要だと思います。市場会計の保有資金が約一千二百億円あるということなので、その消費税率改定を転嫁せず吸収したとしても、老朽化した施設や設備の維持、更新や、流通環境の変化を踏まえた新たなニーズに対応した市場設備の整備を行っていきけるのではないかとも思われます。

そこで伺いますが、市場使用料への消費税率改定分を転嫁することについての都の基本的な考え方について、もう一度確認のために伺います。

○飯田幹事　市場会計は独立採算の公営企業でございますが、先ほどの繰り返しになりますが、民間企業同様の納税義務者となっております。したがって、国の法に従いまして適切に消費税を転嫁していくこととしてございます。このように適正に転嫁することで、老朽化が進みます施設の維持管理を円滑に進めるとともに生鮮食品の安定供給に努めてまいりたいと思っております。

○大西委員　もし消費税率改定分を転嫁しない場合、市場会計の収支にはどのような影響がありますか。

○飯田幹事　約三億二千万円程度の収入が得られないこととなります。

○大西委員　転嫁しない場合には三億数千万の影響があるということですが、市場施設整備など市場事業への影響をどのように認識しているのか伺います。

○飯田幹事　こちら先ほどの繰り返しになるのですが、営業収支につきましては昭和四十二年度以降赤字が続いておりまして、経常収支のほうで利息収入によりまして三億程度の黒字になってございます。こういったところで、適正に転嫁をしないと赤字になる可能性も秘めておりまして、そういったしますと市場整備に充てる建設改良資金等の目減りが生じてきます。そうしたことから、市場施設整備に影響が出てくるものというふうに考えております。

○大西委員　言い分はわかります。しかし、一方で卸売市場経由率が低下傾向にあるなど、卸売市場の活性化が大きな課題となっており、そのためには老朽化した施設や設備の維持、更新や、流通関係の変化を踏まえた新たなニーズに対応した市場施設の整備はぜひとも必要だと考えています。保有資金が約一千二百億円あるということなので、こうした資金を活用して市場施設の整備を進めていくべきだと思っております。

○飯田幹事　保有資金一千二百億円の活用方法をどのように考えているのかお伺いいたします。

保有資金一千二百億円の活用方法をどのように考えているのかお伺いいたします。今、市場整備につきましては、実需者等から高度な衛生管理などいろいろな施設の整備を求められております。例えばですが、低（定）温施設ですとか加工・パッケージ施設に対応するような施設、そしてこういった付加価値機能を持った施設を整備する際にはもちろんのことですが、甲乙負担区分の協議ということにもなっておりますが、このような新たな需要に対する施設整備や再投資に要する財源として活用していきたいというふうに考えております。

○大西委員　わかりました。一千二百億円、先ほどから何回も出てきたのが市場の施設の老朽化に対応していきたいというお話をいただいておりますが、私は足立区にあります。足立区には北足立市場と足立市場、二つあるんですが、どちらも市場の老朽化、設備の更新がされずに大変厳しい思いをしておられる状況の中で、先ほども申し上げましたが、周りの状況がどんどん変わっていったって、市場を通さずということでも市場の取引高も減っている状況もございいます。

例えば、これは私一人の自分勝手な意見ですけども、一千二百億円あります。先ほど三億円ぐらいの収入ということ、それを回していったって市場整備をしていくということもあろうかと思いますが、一方で、それでは少ないのが現状だと思います。今、例えばこの一千二百億円の利子を考えなかったとしても、毎年十億ずつ使っても百二十年間使えるわけですね。そうすると、そのころには当然大きく市場の流れも

変わっていると思います。そういうふうな資金にもこの一千二百億円を充てていって、どうも最近、豊洲一辺倒の考え方があって、築地から豊洲へ行くというほうへお金はかかるけれども、その周りのたくさんあるほかの市場に対しての目が届いていないように思います。ぜひともそこにも目を向けていただきたいということを発表させていただいて、今回の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○福永会長　ありがとうございます。

ほかにご発言の方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○福永会長　それでは、各委員からご意見、ご要望等ご発言がございました。これらにつきましては事務局のほうから何か特に加えることはございませんか。

それでは、よろしゅうございますね。

それでは、お諮りをさせていただきたいと思いますが、これをもって質疑を終了させていただきます。いろいろのご意見をいただきましたけれども、頂戴いたしましたご意見等につきましては、反対をされた方のご意見も含めて議事録にとどめることといたしました。使用料への消費税及び地方消費税への転嫁について、諮問いただきました件につきましては、転嫁は適切である旨、答申をすることでご了解をいただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○福永会長　ありがとうございます。

それでは、答申につきましては後ほど私から知事宛てに提出をさせていただきます。

以上をもちまして本日の議事を終了させていただきますと存じます。

閉会の前に塚本中央卸売市場長より一言ごあいさつがございます。

○塚本幹事 審議会の終わりに当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日は、使用料への消費税及び地方消費税の転嫁につきまして熱心にご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

東京都といたしましては、本日いただきましたご意見、ご要望につきましては参考にさせていただきます。委員の皆様方には、今後ともご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○福永会長 どうもありがとうございました。

## 六、閉 会

○福永会長 委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたりまして熱心にご意見等をいただきました。誠にありがとうございました。

これをもちまして第六十九回東京都卸売市場審議会を終了させていただきます。本当にありがとうございます。

午後二時四十分 閉会